

京都市告示第191号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年6月23日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	久世高田7号 線	南区久世高田町387番地地先 同町371番地地先		
2	梅津緯120号線	右京区梅津中村町31番地の18地先 同町29番地の1地先		

(建設局土木管理部道路明示課)